



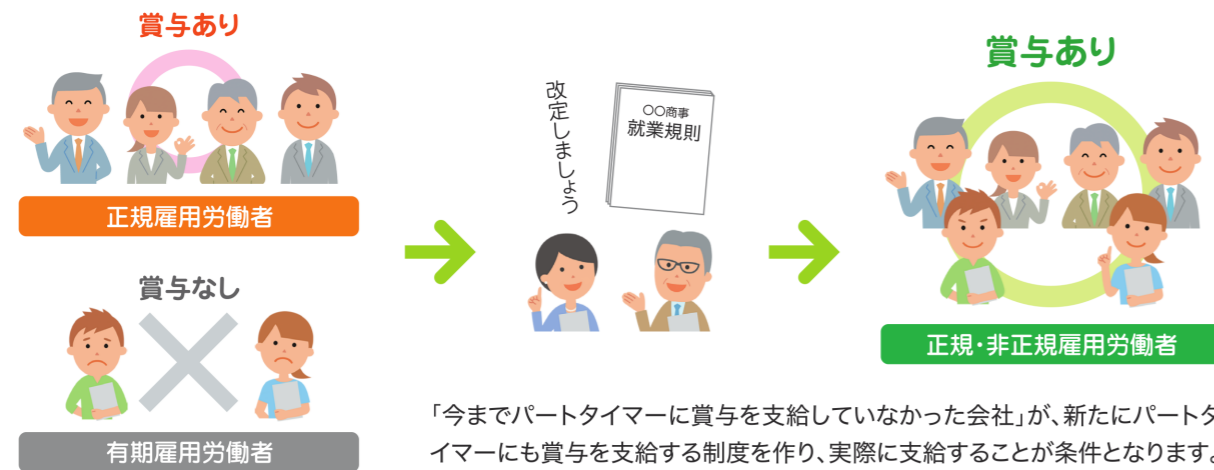
進む有期雇用労働者の処遇改善

パートタイマーや派遣社員などの有期雇用労働者等に関して、職務上の地位や賃金をはじめとする処遇の改善を支援するため、正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した事業主に対して支援される助成金があります。正社員以外に1人でもパートさんがいれば申請できるため、早めに就業規則で制度を作って申請することをお勧めしたい助成金です。

キャリアアップ助成金

諸手当制度等共通化コース

有期雇用労働者に正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設けて適用



助成金額

1名につき

38万円

48万円

生産性の向上が認められる場合

※1事業所当たり1回のみ

POINT!

社内にパートタイマーしかいない場合は助成金の対象になりません。また、パートタイマーなどの非正規社員全員に賞与を支給しなければならないため、人数が多いと助成金額以上に賞与を支給することになってしまうのでご注意ください。

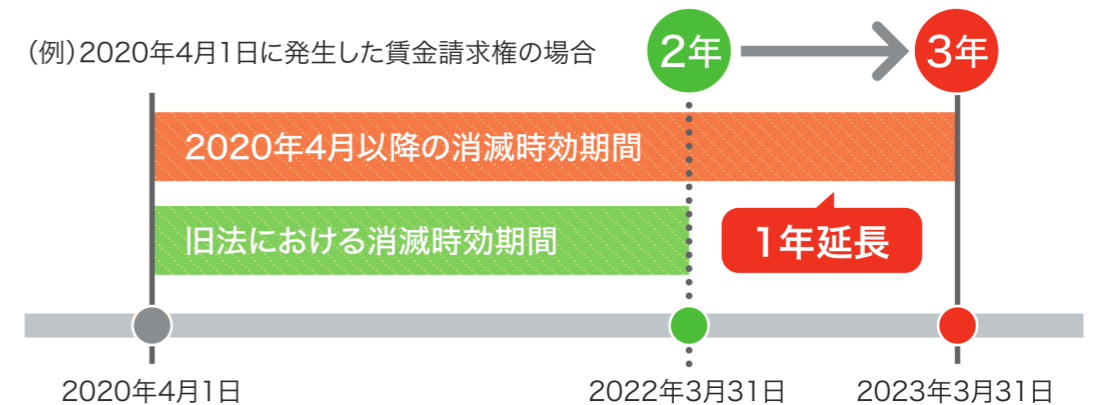


お問い合わせいただければ、詳細をご説明します。

未払い賃金請求の時効延長!あなたの会社は大丈夫ですか?

時効が延長されています。ご注意ください。

2020年4月1日以降に支払われる賃金に適用されています



正規・非正規関係なく、すべての労働者が対象!

1. 賃金請求権の消滅時効期間の延長

労働基準法115条

賃金請求権の消滅時効期間を5年(旧法では2年)に延長しつつ、**当分の間はその期間が3年**とされています。
※退職金請求権(現行5年)などの消滅時効期間に変更はありません。

2. 賃金台帳などの記録の保存期間の延長

労働基準法109条

賃金台帳などの記録の保存期間を5年(旧法では3年)に延長しつつ、**当分の間はその期間が3年**とされています。
※併せて、記録の保存期間の起算日が明確化されています。

3. 付加金の請求期間の延長

労働基準法114条

付加金を請求できる期間を5年(旧法では2年)に延長しつつ、**当分の間はその期間が3年**とされています。

各種期間	旧法	現行法
賃金請求権の消滅時効期間(労働基準法115条)	2年	5年 ※当面は3年
記録の保存期間(労働基準法109条)	3年	
付加金の請求期間(労働基準法114条)	2年	

ご相談ください

労使トラブル、助成金・補助金でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。

